令和５年第２回　飯塚市議会会議録第３号

　令和５年３月２日（木曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第９日　　３月２日（木曜日）

第１　一般質問

○会議に付した事件

　議事日程のとおり

○議長（秀村長利）

　これより本会議を開きます。昨日に引き続き一般質問を行います。１６番　吉松信之議員に発言を許します。１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　質問通告にしたがいまして、「消防団について」、一般質問を行います。

私は、市議会議員になる以前は、消防署に勤めておりました。つまり元消防職員であります。それゆえに消防団については、訓練や現場活動を通して、飯塚市においては、なくてはならない存在であると理解をしております。そんな中で市民の皆さんからは、消防職員と消防団員の違いがよく分からないという質問を度々耳にすることがありました。

そこで改めて、消防団員の組織である消防団の役割について、ご説明をお願いします。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　消防団は、消火活動のみならず、地震や風水害等、多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導、災害防御活動など、非常に重要な役割を果たされております。さらに平常時においても、住民への防火指導、巡回広報、特別警戒、応急手当指導等、地域に密着した活動を展開されており、地域における消防力・防災力の向上、地域コミュニティーの活性化に大きな役割を果たしておられます。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　つまり、消防職員も消防団員も災害から国民の生命、身体及び財産を守るという点において、同じ目的であるということが言えます。この点が消防職員と消防団員が混同されるゆえんではないかと考えております。しかし、その違いは、消防職員は市町村の職員と同様に常勤の地方公務員です。それで勤務といえば消防署に交代で勤務する。それから消防本部に勤務するというようなことでありますけれども、一方、消防団員は、ふだんは会社員、自営業、学生、主婦など、本来の仕事や学業を持ちながら、自らの地域は自らが守るという精神に基づき災害発生時や訓練時に自宅や職場等から出動して活動するということが根本的に違います。また、消防団が地域コミュニティーの活性化に大きな役割を果たしているということも消防団の大きな特徴であると言えます。

それでは、消防団員の身分がどうなっているのか、教えてください。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　消防団員は、消防組織法第２３条において、消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については、地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については、条例で定めると規定されております。飯塚市では飯塚市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例において、非常勤の公務員と位置づけをいたしております。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　身分については、非常勤の公務員として位置づけられているということですけれども、これは危険な災害現場等で負傷したりした場合に、ある程度の補償がなされるということなので、これは当然のことだと考えます。

それでは、消防団の全国での情勢はどうなっているのでしょうか、教えてください。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　近年、消防団員数は減少の一途をたどっておりまして、令和４年４月１日現在の全国の消防団員数は約７８万４千人となっております。総務省消防庁においても、危機的状況にあるという認識でございます。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　今、答弁されましたように、危機的状況にあるということで、私が現職のときには、消防団員の数は全国で１２０万人を超えていたと思いますけれども、現在は８０万人を切ったということで、私も非常に危機感を感じております。

それでは、消防団員の確保のために、国のほうでは、どのような検討がなされているのでしょうか、お答えください。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　総務省消防庁においては、消防団員の労苦に報いるため、報酬、出勤手当をはじめとした団員の適切な処遇の在り方等について検討を行い、ひいては消防団員を確保することを目的として、令和２年１２月に消防団員の処遇等に関する検討会を設置し、令和３年６月までに計７回の会議が開催されております。その会議の結果について、令和３年４月に中間報告、令和３年８月に最終報告として答申があっており、この答申を基に消防庁では、出勤報酬の創設や年額報酬及び出動報酬の基準の策定、報酬等の団員個人への直接支給の徹底、消防団の運営費の適切な計上など、消防団員の処遇の改善に向け、今後必要な措置として取り組むべき事項や留意事項を取りまとめられ、都道府県を通じて各市町村等へ改善通知がなされておるところです。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　国のほうも改善に向けていろいろな検討をなされているということですけれども、その前提となります本市の消防団員の推移はどうなっていますか。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　本市におきましても消防団員数は毎年減少いたしております。５年前の平成２９年４月１日現在では、条例定数１２８６人に対しまして、１１３４人でありましたが、令和５年２月１日現在において、１０４５人となっており、８９人の減となっております。充足率の向上に向けて大変苦慮しておる状況でございます。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　最近５年間で８９名減ということですけれども、本来の定数からすれば、２４１名の不足だということになります。

充足率の向上に苦慮している状況であると答弁されましたけれども、それでは、本市の消防団員の充足率向上に向けた取組について教えてください。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　消防団員の加入促進の取組の一つとして、消防団協力事業所制度というものがございます。これは被雇用者の入団促進や活動しやすい環境整備を行い、事業所の消防団活動に対する一層の理解と協力を求める制度でございます。認定要件といたしまして、従業員が消防団に相当数入団していることや、従業員の消防団活動に積極的に配慮していること、災害時に資機材等を消防団に提供するなど協力していること等があり、飯塚もこの制度を導入いたしております。また、直接的に加入促進を行うため、市報による広報や、消防団募集のぼり旗の自治会公民館等への設置などがございます。また昨年は、元有名プロ野球選手の方にご協力をいただきまして、加入促進ポスターを作成し、各事業所や自治会等への周知を行い、多くの反響を得たところでもございます。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　私もそのポスターは、覚えております。多くの反響を得たということですけれども、私は反響はあっても、あまり結果が出ていないと感じております。

そこで、国のほうでは消防団員の充足率向上のために、女性団員や学生団員の加入を積極的に進めておりますけれども、まず、本市の女性団員の加入状況について教えてください。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　本市の女性団員の加入状況につきましては、一般団員として１名、その他平成２２年度に消防団長直下の女性分隊として各地区イベント時の消防団員の活動募集に関する啓発や、救命の講習の受講、また一般団員の後方支援を主体として活動を行っております。団員数は、令和５年２月１日現在において２８名で、女性団員の合計は２９名でございます。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　消防団においては、女性団員の役割も、非常に大きなものがあります。積極的に女性団員の獲得に努力をしていただきたいと思います。

それでは次に、学生の加入状況について教えてください。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　学生団員につきましては、一般団員として募集をいたしております。所属団員数は、令和５年２月１日現在で１名であり、学生の加入はほとんどありません。加入の経緯といたしましては、以前から地域住民であった者が、社会人になった地元の同級生の誘いで加入されたとのことでございます。過去に近畿大学や九州工業大学等への学生の加入も可能であるなどの説明も行っておりますが、卒業後は転出者が多いことなど、地元分団等との連携が取りにくく、加入促進にはつながっておりません。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　学生団員については、いろいろな問題があって、現在は１名だけということですけれども、これについては、長期の入団を前提とするということではなくて、学生の間だけでも、その短い期間でも防災に関わることで、大きな成果があると考えます。学生が消防団活動に携わって、防災ということに目覚めて、将来は消防士になりたいということになるかもしれませんので、よろしくお願いします。女性団員についても、学生団員についても、まだまだ実数は少ないと思いますけれども、その点については、地域事情というものがありましょうから、新しい発想で検討をしていただきたいと思います。

では次に、消防団にとって、２年に一度のイベントでありますポンプ操法大会というものがありますけれども、このポンプ操法大会がどのようなものか、説明をお願いします。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　消防ポンプ操法は、小型可搬ポンプ操法とポンプ車操法があり、消防団員の基本的な操作の習得を目指すための手段として、総務省消防庁及び公益財団法人日本消防協会が主催する競技会でございます。具体的操作といたしましては、設置された防火水槽から給水し、火災現場を意識した火点と呼ばれる的に目がけて放水をし、撤収するまでの一連の手順を演じるものでございます。飯塚市においても、福岡県消防協会が主催する県予選会に例年出場をいたしております。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　説明をしていただいた後に恐縮ですけれども、実は私はこのポンプ操法大会の県大会の審査委員を２回したことがありますので、答弁者よりも私のほうが詳しいかもしれない質問をして申し訳ないと思いますが、その理由は、この操法大会については、新聞等でも報道がなされているように、大会の在り方についていろいろな意見があり、議論がなされているということです。消防団員として、基本的な操作の習得を目指すための手段であるポンプ操法ではありますが、一方で団員の負担も大きいということですから、賛否両論ある中で、国のほうも動き出しているようです。

それでは、国の見解、これはどうなっているのか、お答え願います。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　消防団員の処遇等に関する検討会の最終報告書には、操法は、消防団員が火災現場の最前線で安全に活動するために重要なものであるという意見がある一方、操法大会を前提とした訓練が大きな負担となっており、幅広い住民の消防団への参加の阻害要因となっているという指摘もございます。訓練操法の実施に当たっては、消防技術の習得といった操法本来の意義を徹底して行うことが望ましいとの意見があったことと併せ、「都道府県や市町村の操法大会については、全国大会の見直し検討状況も踏まえつつ検討を行うべきである。例えば、検討会における事例紹介や意見のように、実際の災害に合わせた装備の内容による大会の実施や、出場隊を輪番制にすることによる毎年の訓練の負担軽減、順位をつけない発表会形式として、過度な競技性を抑制するなどの手法が考えられる」との記載がなされておるところです。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　国の最終報告を読んでいただきましたけれども、まさにこれは何か玉虫色で、一体これからどうしたらいいのかというような方向性が全く私には見えてきません。メリットも大きいし、デメリットも大きいという矛盾のあるポンプ操法大会については、時代の流れの中で、はっきりとした結論を出すべきときに来ていると考えています。

それでは、改めて消防団の重要性について、ご説明をお願いします。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　消防団の重要性につきましては、消火活動のみならず、地震や風水害等の大規模災害時の活動において、また平常時における住民への防火指導、巡回広報、特別警戒、応急手当指導等、地域の消防力・防災力の向上、地域コミュニティーの活性化に大変重要な役割であると認識をいたしております。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　地域コミュニティーの活性化に大変重要な役割であると申されたとおり、消防団というのは、防災という面だけではなくて、幅広い分野で地域の中核となる方々が入団をされております。入団をされて、地域に大いに貢献をされています。それを踏まえて、本市の今後の取組をお答えください。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　先ほど答弁いたしましたように消防庁では、出場報酬の創設や年額報酬及び出動報酬の基準の策定、報酬等の団員個人への直接支給の徹底、消防団の運営費の適切な計上など、消防団員の処遇の改善に向け、今後必要な措置として取り組むべき事項や留意事項をまとめ、国の施策と併せ県や市町村へ指導等もあっております。本市といたしましても、今定例会に関係議案を提出しておりますとおり、出動報酬の創設や、年額報酬の改善などについて取り組んでいるところでございます。このことを含めまして、国の取組を参考にしながら、消防団員の処遇の改善に向け取り組んでまいります。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　消防団は地域の宝であります。消防団の処遇改善については、今回の定例会で議案の提出がなされておりますけれども、本来ならここで賛成討論をしたいところですけれども、一般質問でありますので、控えさせていただきますけれども、処遇改善というのは当然のこととして、さらに勧誘も必要でしょう。これも当然です。それよりも、その前提として、地域の皆さんが、本当に消防団の存在のありがたさ、これを理解することが大切だと考えます。消防団員の方々は、専業ではなく、本来の仕事や家業を持ちながら、自分たちのまちは自分たちで守るという、崇高な使命の下に活動をされています。日本が世界に誇る防災の一大集団です。本当に格好いい集団だということを、多くの皆さんが理解するということになれば、そしてそのことが若者に伝われば、若者が消防団に入りたいという後押しになると考えます。

まず、市民の皆さんに、例えばユーチューブなどの媒体を使って、消防団のすばらしさを市民にアピールしていただきたい。それは遠回りかもしれませんけれども、消防団員の誇りにも、入団促進にもつながるのではないかと考えます。

気候変動により、毎年日本のどこかで、自然災害が発生しています。そしてその被害は、ますます甚大化しています。消防団は、これらの災害に対して、警察や消防署や自衛隊では不可能な地域に密着した活動ができる唯一の集団です。飯塚市消防団、そしてその団員が輝けば、住みたいまち、住み続けたいまちに必ずつながります。これを申し添えて、私の質問を終わります。

○議長（秀村長利）

　３番　光根正宣議員に発言を許します。３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　公明党の光根でございます。通告に従いまして一般質問させていただきます。

今回は、「デジタル化の推進について」、お聞きしたいと思います。政府は昨年１２月にデジタル技術の活用により、地域の活性化を目指すデジタル田園都市国家構想の総合戦略を決定し、２０２７年度までの５年間でデジタル技術を活用した事業を行う自治体を１５００の目標を示しました。本市でもデジタル化を推進されていると思いますが、まず、マイナンバーカードについてお聞きしたいと思います。マイナンバーカードの交付率等について、国の現時点の状況をお答えください。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　総務省による、全国の総人口に対する令和５年１月末時点におけるマイナンバーカード申請率は６９．４％となっており、交付率につきましては６１．１％でございます。

○議長（秀村長利）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　それでは、本市の現時点のマイナンバーカードの交付率等は、どのようになっておりますか。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　本市の総人口に対する令和５年１月末時点におけるマイナンバーカード申請率は６７．９％となっており、交付率につきましては６０．８％でございます。

○議長（秀村長利）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　次に、オンライン手続についてお聞きいたします。本市におけるオンライン手続について、現在はどのような項目で取り組まれているのか、お答えください。

○議長（秀村長利）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　電子申請サービスを活用したオンライン手続の事例といたしましては、集団検診の予約申込みや上下水道の使用に係る開始・中止届、高齢者モバイル端末機器取得奨励補助金の予約番号申込み等の受付事務を行っております。また、移住相談や育児相談に関する申込みの受付や市民意見募集やアンケート等にも広く活用しているところでございます。

○議長（秀村長利）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　それでは、オンライン手続を推進していく中で、マイナンバーカードを活用した事業はあるのでしょうか。

○議長（秀村長利）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　マイナンバーカードを活用した事業といたしましては、証明書コンビニ交付サービス対応のマルチコピー機を設置しておりますコンビニエンスストア等にて、各種証明書を交付する事業を実施いたしております。また、デジタル庁が運営するマイナポータルを通じまして、令和４年７月の参議院議員選通常選挙より、名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票等の投票用紙等の請求、令和５年２月６日よりオンラインで飯塚市からの転出手続が可能となっております。また、令和５年４月以降にはなりますが、子育て関連、介護関係の２６手続についてオンライン申請が可能となる予定となっております。

○議長（秀村長利）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　最近では、ＩＣＴを活用した申請書への記入を簡素化するという、いわゆる「書かない窓口」という手法を実施されている自治体もありますが、本市では、その点についての検討等はされているのでしょうか。

○議長（秀村長利）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　ＩＣＴを活用した申請書への記入軽減や来庁予約、窓口混雑状況の案内サービス等に関する書かない、待たないスマート窓口の推進について、先進事例の情報収集や、先行自治体への視察等により、導入に向けた調査研究をただいま行っているところでございます。

○議長（秀村長利）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　マイナンバーカードなどを活用した「書かない窓口」は、マイナンバーカードや運転免許証を読み取り、必要な申請書類を選択するだけで、基本的な情報が印字され、職員が聞き取りながら、住民は書くことなく申請できるような仕組みもあるようでございます。今後も住民目線で、スマート窓口の推進に積極的に取り組んでいただきたいと要望いたします。

　次に、オンライン手続の推進につきましては、以前もお尋ねいたしましたが、押印の見直しが必要となりますが、現在はどのような進捗状況となっているのでしょうか。

○議長（秀村長利）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　委員ご指摘のとおり、オンライン手続を推進する上では、これまで紙で提出していただいた書類への押印の必要性を見直すことが重要となってまいります。この点につきましては、昨年２月の定例会にて、条例改正が必要なものは一括して整備する条例議案を上程させていただきましたが、各種規則や規定、要綱につきましても、見直しが可能なものに関して、同時期に一括して改正をしたところでございます。なお、その時点で改正ができなかったものにつきましては、見直しが可能になった段階で、各課で適宜、改正作業を行っているところでございます。

○議長（秀村長利）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　オンライン手続と併せまして、クレジットカードや電子マネー、またＱＲコード決済等のキャッシュレス決済も進めていく必要があると思いますが、本市の検討状況はどのようになっておりますか。

○議長（秀村長利）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　キャッシュレス決済の導入につきましては、本年度、調査研究を進める中で、市民の利便性の向上や、窓口業務の改善の観点から有効であると考えております。そこでまず、スモールスタートとして、各種証明書の交付手数料につきまして、クレジットカードや電子マネー、ＱＲコード決済等で支払えるキャッシュレス決済の導入に向けて、現在、関係部署と協議・調整を進めているところでございます。

○議長（秀村長利）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　どうぞよろしくお願いいたします。

　次に、市職員のテレワークの状況についてお聞きいたします。本市の在宅勤務に係るテレワークに関して、端末の台数等、どのような体制を整備されているのでしょうか。また、その利用状況についてもお答えください。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　端末台数、利用状況につきましては、いわゆる単独で通信ができるモバイルパソコンを５台整備し、在宅勤務者申請に応じて、職員への貸出しを行っております。今年度の利用状況につきましては、令和５年１月末現在で、延べ１４０台を貸出しいたしております。また、自宅にパソコン及びインターネット環境がある職員へは、別途、テレワークシステムを提供いたしております。現時点で８９名の職員が利用をしております。いずれも庁内の内部情報系端末に接続をし、自席端末の画面をそのまま自宅端末画面に映し、遠隔操作することで、メールや共有フォルダ等の操作が可能な状況となっております。

　なお、在宅勤務におけるテレワークといたしましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う分散勤務を目的とした利用が多い現状でございます。

○議長（秀村長利）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　市職員がテレワークを行う場合、勤怠管理をどのように行うのかが重要だと思いますが、テレワークの流れ等についてお答えください。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　職員のテレワークにつきましては、令和２年９月に策定したモバイル端末を活用した在宅勤務実施要領に基づき運用いたしております。具体的には、実施単位を通常の勤務時間と同様の８時３０分から１７時１５分まで、休憩時間１時間を基本として、業務内容や業務の成果物の提出期日等について、事前に所属長と協議、設定をいたします。その後、テレワークの実施日において、議員ご指摘のとおり、勤務管理が重要になることから、勤務開始時、休憩時間開始時及び勤務終了時の各段階で所属長にメール等で連絡を行い、進捗状況を確認しております。また、テレワークによって作成した資料等の成果物を所属長に提出することで、テレワークが適切に行われていることを確認しているというところでございます。

○議長（秀村長利）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　次に、公衆無線ＬＡＮの設備等についてお聞きいたします。公衆無線ＬＡＮについて、様々な公共施設に整備されていると思いますが、現在の整備状況についてお尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　公衆無線ＬＡＮにつきましては、本庁及び各支所、中央公民館、１２地区の各交流センター、いいづかスポーツ・リゾートのテニスコート、穂波福祉総合センター、庄内保健福祉総合センター・ハーモニーに整備をいたしております。また、現在建設中の新体育館につきましても、供用開始に併せて公衆無線ＬＡＮの整備を進めているところでございます。

○議長（秀村長利）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　公衆無線ＬＡＮについては、接続時間や回数に制限があると聞いております。ただいま答弁のありました公共施設については、災害発生時には避難所になる箇所が多数あります。災害が発生した際には、公衆無線ＬＡＮは情報収集等に重要な役割を果たすものと考えますが、災害発生時の公衆無線ＬＡＮの運用方法はどうなっておりますか。

○議長（秀村長利）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　公衆無線ＬＡＮにつきましては、市民の皆様へのサービスの一環として整備する一方で、セキュリティーの観点から、接続時間や接続回数を制限いたしておるところでございます。議員ご案内のとおり、災害発生時におきましては、公衆無線ＬＡＮは情報収集等で活用できることから、高齢者等避難が発令された段階で利用制限を解除する運用といたしているところでございます。

○議長（秀村長利）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　確認いたします。高齢者等避難が発令された段階で利用制限を解除するということですね。ありがとうございます。

　では、デジタル人材等についてお聞きいたします。経済産業省は、デジタル人材が２０３０年には最大７９万人不足すると予想されております。行政のデジタル化を推進していくためには、デジタル人材の育成は急務であると考えております。まず、市職員に対して、デジタル化に関する研修等をどのように行われているのか、お答えください。

○議長（秀村長利）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　デジタル人材の育成に向けた研修といたしましては、市長以下、次長級職員までを対象といたしました「自治体ＤＸ推進に係るＤＸマインドセット研修」を開催するとともに、同研修の動画を視聴できるという形式で課長以下の職員を対象に研修を実施してまいりました。また、各部局から選出された職員を対象に、サービスデザイン思考を学ぶための「ＵＩ／ＵＸ研修」などを企画するとともに、大学との連携事業への参画や最新のＤＸ関連の展示会やセミナーへの参加を通じて、デジタル人材の育成に取り組んでおります。今後、様々な研修やｅ－ラーニングなどを活用し、デジタル技術だけではなく、継続的に業務改善、業務改革を推進できる人材の育成に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　デジタル人材の育成は、本当に必要だと思います。

　それでは、新規採用の段階でデジタルに特化した専門職の採用等は検討されたことがあるのでしょうか。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　他市におきましては、デジタル分野の専門職を採用している事例も見受けられますが、本市といたしましては、まずは職員の意識改革を含めた研修を行うことで、自走できる体制、デジタルを活用できる体制を整えていくことが重要であると考えております。

○議長（秀村長利）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　専門知識を持った人材を確保するのは、民間との競合などにより難しいとは思いますが、職員のスキルアップには時間もかかります。民間からの実務経験者や情報処理技術資格を持った方の採用も検討してもよいのではないかと思います。ぜひ、検討してください。

　次に、デジタルやＩＣＴに関連する資格を取得するための補助制度のようなものはありますでしょうか。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　本市では、デジタルやＩＣＴに関する資格を取得するための特化した補助制度はございませんが、職員の能力開発や能力向上を目的に、通信教育講座に対し、一部助成を行っております。通信教育講座では、各種メニューを職員に周知し、その講座を修了した職員に対し受講料の一部を助成するものでございます。令和４年度につきましては、「ＡＩ・ＩｏＴ時代の仕事と働き方」や「ＩＴパスポート試験対策」など、５つのデジタル化に関する講座メニューを採用いたしております。

○議長（秀村長利）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　政府は昨年４月に女性デジタル人材育成プランを策定し、女性デジタル人材の育成を推進しております。飲食業、また小売業などでは、非正規で働く女性の割合が多く、コロナ禍において、減収や失業するなど大きな影響を受けております。全国的なデジタル化の推進の中、デジタル分野は雇用も増加し、またデジタル関連の仕事は感染症などの影響が受けにくく、育児や介護をしながらでもテレワークで取り組めますし、経済的な安定につながります。デジタル人材を確保するため、女性に特化した人材育成の支援が重要であり、本市におきましても、女性を対象に絞ったスキルアップや、就労支援につながる事業を検討していただくよう要望いたします。

　次に、行政のデジタル化を推進するため、もう一つの重要な点は、サービスを利用される市民の方々に対するデジタルデバイド、情報格差の対策だと思います。誰一人取り残さない社会の実現をするため、全ての方がこのデジタル化の恩恵を最大限に受けられるような環境が大事であると思いますが、この点に関し、どのような取組をされているのか、お答えください。

○議長（秀村長利）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　デジタルデバイド対策といたしましては、本年度、ソフトバンク社との公民連携事業によりまして、専用車両を使用した出張スマホ教室の実施をいたしているところでございます。専用車両が自治会公民館などに出向き、車両内のモニターを通じてオンラインで講座を受講していただく形式ですが、１度に受講できる方が最大３名となるため、受講者の取りまとめにご協力いただいた自治会長からは、集合研修での講座を希望するご意見も寄せられているところでございます。今後は、一定程度の人数が受講できる会場として各地区の交流センターを活用いたしまして、スマホ教室を開催してまいりたいというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　次に、自治会における活用等についてお聞きいたします。昨年６月の一般質問におきまして、自治会の負担軽減の一つの取組として、電子回覧板などデジタル化に向け、研究、検討を行っていただきたいと要望しておりましたが、自治会での利用状況など把握されてありましたら、教えてください。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　自治会の具体的なデジタル化には、行政からのお知らせ、これは全戸配付とか隣組回覧文書などでございますが、そういったものをいつでも閲覧できること。それから、自治会内の行事などの情報が共有できること。行政からのお知らせ、自治会内の情報をリアルタイムで共有できること。この３つが求められてまいります。一方、自治会で運用していただいた場合につきましては、セキュリティーの確保、運用経費の確保、システムを管理する人材の確保などの課題がございます。いろいろと課題がございますけれども、高齢化、担い手不足を抱えている自治会のデジタル化は必要な方策でございますので、安易で負担なく運用できる仕組みについて引き続き、検討してまいります。

　また、市内の自治会の一部では、スマートフォンやタブレット等で利用できるコミュニケーションアプリを利用し、会議案内や情報共有がされております。情報を伝えたいグループ全員がスマートフォンを利用できる環境でない場合もございますので、その場合は必要な方に文書でのお知らせも併せてされているような状況でございます。

○議長（秀村長利）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　他の市区町村で、自治会のデジタル化を進められている先進地がありましたら、教えてください。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　本市で検討しておりますデジタル化を先行して推進している愛知県の豊川市の事例をご紹介させていただきます。新型コロナウイルス感染症及び町内会業務の省力化の一つとして、町内会の協力を得て、ＩＣＴを活用した豊川市版・電子回覧板スマートアプリ「結ネット」を作成し、町内会情報を迅速に伝達、収集する情報の共有化を図る取組や、閲覧確認機能を活用した高齢者の見守りなどの実証実験が行われ、令和５年度より正式運用に向けた事業を、今、取り組まれております。

地域社会のデジタル化については、令和２年１２月２５日に総務省が策定いたしました自治体ＤＸ推進計画において、自治体ＤＸの取組と併せて取り組むべき事項といたしまして、全ての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するという取組方針が掲げられております。

現在、電子黒板を利用した会議や各交流センターをリモートでつないだ講演会などを行い、地域の方々にデジタル化社会に触れる機会を提供しているところでございます。今後も先進地の調査研究を行い、自治会のデジタル化を進めていきたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　執行部より先ほどの答弁を一部訂正したい旨の申出があっておりますので、これを許します。市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　大変申し訳ございません。冒頭の、国のマイナンバーカードの交付率を、私が６１．１％と答えておりましたが、正しくは６０．１％でございますので、大変申し訳ございませんでした。

○議長（秀村長利）

　訂正についてはご了承願います。３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　ぜひ、よろしくお願いいたします。ご紹介いただいいただいたように、他の市町村においても電子回覧板の取組、また実証実験などが行われております。この電子回覧板については、自治会運営の労力の削減、情報伝達の迅速化など、自治会におけるデジタル化のメリットは大きいように思います。しかしながら、自治会の高齢化など課題もあると思います。本市の自治会におけるデジタル化の推進におきまして、財政的な支援や通信機器などの無償貸与などの物的な支援、スキルアップなどの人的な支援を積極的に取り組み、電子回覧板の活用をお願いしたいと要望し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（秀村長利）

　暫時休憩いたします。

午前１０時４８分　休憩

午前１１時００分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。４番　奥山亮一議員に発言を許します。４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　公明党の奥山です。通告に従いまして、２つ質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

　まず最初に、「ミライロＩＤの利用について」でございます。昨年６月議会で、障がい者手帳など、全体で約８５００名以上の方が持っておられ、日々の活動のときに、手帳やかばんから取り出し、提示されておりますが、ミライロＩＤに登録することで、手帳より容易に、また、抵抗感がなく提示できることから、全国の自治体でも導入が進んでおります。県内においては、まず福岡県、それから福岡市、古賀市、筑紫野市、鞍手町、岡垣町、これから飯塚市ということです。そこで昨年、本市が障がいのある方に寄り添い、皆様が暮らしやすいまちになっていただきたく、質問をいたしました。今回はその導入について、現在どのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　導入にはミライロＩＤの実施事業者としての登録が必要でございます。昨年６月の議会後に、速やかに障がい者減免のある市所有施設や事業所調査等を実施し、関係各課と調整後、８月末には各事業所の登録申請を行い、９月１日から市有施設等での利用料金などの減免が受けられるように、障がい者手帳アプリ「ミライロＩＤ」の提示による本人確認が行えるように整備をしております。

○議長（秀村長利）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　早速の導入、ありがとうございます。このミライロＩＤは、登録し、利用することで、その便利さを享受できるわけです。そこで伺いますが、現在、ＩＤの登録件数について、どのような状況になっているのか伺います。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　各個人の登録状況につきましては、ミライロＩＤの運営元からその報告はなく、把握ができておりませんので、本市の利用状況についてお答えさせていただきます。２月１６日時点での市有施設での利用状況でございますが、まだまだ３件しかございません。また、このミライロＩＤの登録方法の説明等について、窓口で対応した件数につきましては、４件となっており、まだまだこのシステムが浸透しているとは言い難い状況でございます。

○議長（秀村長利）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　ミライロＩＤの施設を利用した件数について答弁をいただきましたが、積極的に登録、利用いただくために、どのように周知を行っておられるのか、周知方法などについてお伺いいたします。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　現在、市のホームページに掲載し周知を行っております。また、利用できる施設においては、事業運営元の株式会社ミライロＩＤより提供がありましたポップスタンド及びステッカーを各担当課に配付し、障がい者手帳アプリ「ミライロＩＤ」の利用について周知を行っております。また、福岡県につきましても１０月よりミライロＩＤの登録事業者として登録されており、ミライロＩＤの登録方法等のチラシの配布を行っておりますので、手帳更新時の配付、窓口での配架を行い、周知を行っております。

○議長（秀村長利）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　ぜひ、手帳とスマートフォンをお持ちの皆様に登録いただけるまで、ご苦労をおかけしますがよろしくお願いいたします。

　次に、本市内で、現在利用できる施設について、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　本市におきまして利用できる施設でございますが、ただいま１１施設ございます。その施設は飯塚市第１体育館トレーニング室、飯塚市健康の森公園多目的施設のトレーニング室とエアロビクススタジオルーム、飯塚市健康の森公園市民プール、飯塚立体駐車場、飯塚文化会館駐車場、歴史資料館、旧伊藤伝右衛門邸、サン・アビリティーズいいづか、庄内保健福祉総合センターの浴室、穂波保健福祉総合センターの浴室、飯塚市予約乗合タクシー、エリアワゴン、路線ワゴン、コミュニティバスへの利用が可能となっております。

○議長（秀村長利）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　ミライロＩＤが使える場所は、その運営会社のホームページで、障がい種別、エリア、カテゴリーを条件設定することで検索が可能ですが、福岡県内ではどのような場所で利用ができるのか、お伺いいたします。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　事業運営元の株式会社ミライロＩＤのホームページでは、１７のカテゴリーで導入事業者を整理されており、その利用できる場所としましては、航空、鉄道、バス、タクシー、動物園、植物園など多岐にわたっております。また県所有の県有施設においては、福岡県青少年科学館、九州歴史資料館、福岡県立美術館等の１９の施設において利用できることが福岡県のホームページによって確認できております。

○議長（秀村長利）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　今答弁いただいた施設や福岡県内の交通機関を紹介いただきましたが、本市内のタクシー事業者の登録がないようですが、市民の皆様だけではなく、市外から来られる方への割引利用ができるように、住みやすいまちを掲げる本市として、タクシー業者への理解と協力を求めることが、検討できないのか、伺います。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　国において関係事業者に対しまして、障がい者割引運賃料金による乗車及び施設利用時等の本人確認についての文書が発出されております。本市におきましても、障がい者等の移動及び施設利用上の利便性を向上させる観点から、理解と協力を求めていくことを現在検討しているところでございます。

○議長（秀村長利）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　ぜひ実現いただきますようお願いいたします。

　次に、今後どのように周知、登録の拡大を行っていかれるのか、スケジュール等がありましたらお願いいたします。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　飯塚市としましてはミライロＩＤを活用することで、本市の施設において、障がいのある方々がサービスを受ける際に、かばんや財布から取り出していた障がい者手帳をスマートフォンの画面上にその情報を表示することで、利便性は大きく向上するものと考えております。

また、このアプリには電子クーポンや障がい者割引のチケット情報、施設のバリアフリー情報等も掲載されておりますので、障がい者手帳としての機能以外に、障がい者の皆様に役に立つ生活情報が様々掲載されております。そのため、利用促進の周知としまして、令和５年４月１日より配布する令和５年度版の障がい者ガイドブックへの掲載や広報いいづかへの掲載、ＳＮＳへの配信、障がい者に関するイベント時での周知啓発活動と、あらゆる方法を検討しながら、利用するための登録につきましても支援を行うなど、皆様に寄り添った対応をしていきたいと、そのように考えております。

○議長（秀村長利）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　スマートフォンへの登録を初めて行う方は、戸惑いがあると思います。先月まで行われていましたマイナポイントの登録のように、担当窓口においても丁寧に登録のサポートを行っていただくことをお願いし、この質問を終わります。

　続きまして、「集合住宅のベランダ等からの転落事故について」お伺いいたします。初めに、近年高層マンションや昨年１１月の青森県八戸市の市営住宅１０階のベランダから幼児が転落するという痛ましい事故が発生しており、非常に心を痛めております。東京消防庁の資料に基づき、東京都が把握している内容についてご紹介いたします。１つ目に、事故の件数ですが、平成１９年度から平成２９年３月までで１４５件の転落事故が起きております。２つ目に、年齢は２歳児が最も多く、次いで３歳児、４歳児と続いております。３番目に事故の発生回数は、２階からの転落が一番多いようです。転落の理由の一つとして、よく救急車や消防車が通るので、それを見ていて室外機によじ登って転落、ほかにも、縦格子の隙間から転落、ベランダの柵の下の隙間２０センチから転落、そして網戸に寄りかかり転落するなどがあります。本市においても、低層階から高層階までの市営住宅を管理しておりますので、このような事故が発生しないよう、日頃から居住者などへ注意喚起を行っていると思いますが、基本的なことを伺ってまいりますのでよろしくお願いいたします。

　まず最初に、本市の公共施設のベランダの設置状況について、お伺いいたします。

○議長（秀村長利）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　本市の市営住宅では、令和４年４月の時点で６８団地４３５５戸がございますが、２階建て以上の住宅で、ベランダを備え付けた住宅は３６団地１５９５戸となっており、住宅戸数の割合で申しますと、約３６％を占めております。

○議長（秀村長利）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　今答弁いただいたベランダを備え付けた３６団地の中には高層階の団地もあり、上層階に上がると足がすくむほどです。このような高層階を含め、ベランダ設置には一定の設置基準があると思いますが、本市が管理しているベランダの設置基準については、何を基に設置されているのかを伺います。

○議長（秀村長利）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　公営住宅の設計を進める上では、一般社団法人日本住宅協会発行の「公営住宅の整備」を参考にいたしております。この文献によれば、共同住宅のバルコニー、ベランダですが、危険及び不安感のないものとし、住戸内の日照、採光、通気、避難等に有効に計画する必要があり、手すりについては、子どもの乗り越えや物の落下等の危険がないものでなければならないとされております。本市が２階層以上の公営住宅の建設を検討する際には、これらを遵守し、建築基準法や消防法等の関係法令に従って設計、設置することとなっております。

○議長（秀村長利）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　今答弁されたように、全国の自治体や民間においても、設置基準を遵守していても、冒頭に述べたように、毎年事故が発生しています。そこで伺いますが、施設の管理者として、市はあらかじめ事故防止のための安全対策を講じる義務があると考えますが、本市の安全対策について、現在どのような策を講じておられるのか、ご紹介ください。

○議長（秀村長利）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　本市が所管いたします市営住宅のうち、福岡県から特定建築物として指定されております４団地３２５戸につきましては、建築基準法に基づき、３年に一度、専門業者による安全点検を実施し、点検結果については県に報告を行っております。そのほかの団地につきましては、平成２４年に策定いたしました飯塚市公営住宅等長寿命化計画の５年に一度の見直しの際に実施いたします保全状態調査において、全戸確認を行うこととしております。また、こうした定期的な安全確認はもとより、入居者の方からの連絡を受けた際には、速やかに技術職員による現地調査を行い、対処することとしております。

○議長（秀村長利）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　今後も、管理されている住宅については、点検漏れのないよう、よろしくお願いいたします。

　次に、子どもが自由にベランダに出ていくことを防止する上で、子どもの手が届かない窓の上部に補助錠を取り付ける方法などが有効な対策の一つとされており、市のほうでも対象世帯へ補助錠の配付などを検討すべきと思いますが、どのようにされておられるのか伺います。

○議長（秀村長利）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　現在、市といたしましては、補助錠について具体的な検討は行っておりません。共同住宅のバルコニーは、住戸内の日照、採光、通風はもとより、避難等にも有効な計画とする必要があります。補助錠は見守りが手薄となった際に、子どもが１人でバルコニーに出ていくことを防止する上では効果を発揮する一方、見守りを担う大人が子どもの近くにいない場合に用いられることを考えますと、有事の際の子どもの避難に遅れが生じることにもなります。つきましては、入居者の方への注意喚起を行うとともに、今後は様々な事象を収集の上、事故防止策に関する調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　調査・研究、よろしくお願いいたします。

　次に、全市的な注意喚起について、何か対応を行っているものがあればご紹介ください。

○議長（秀村長利）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　バルコニーからの子どもの転落事故防止のための注意喚起につきましては、本年３月の建築物防災週間に合わせ、２月９日付事務連絡にて、国土交通省から各公営住宅部局へ注意喚起が行われたところでございます。確認いたしましたところ、民間共同住宅にお住まいの方々への注意喚起については、公益法人となる住宅管理協会等に対し、国から直接案内を行っているとのことでございます。また、市のほうでも、その案内資料については確認しているところでございます。このことから、所管いたします市営住宅の入居者の方々には、配付物を用いた注意喚起を行うこととしております。

○議長（秀村長利）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　３月、４月は異動時期になり、転入等の方が多くなりますので、早急に配付できるようにお願いいたします。

　次に、ベランダからの子どもの転落防止を目的とした設備の設置に関して、子育て支援型共同住宅推進事業という国の補助事業がありますが、市民の方が問合せ、申請を行う際の手順はどのようになっているのか伺います。

○議長（秀村長利）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　ご紹介いただきました子育て支援型共同住宅推進事業につきましては、共同住宅を対象として、子どもの安全確保に資する設備の設置、整備に対し、１戸当たり１００万円を上限として、新築では対象事業費の１０分の１、改築では対象事業費の３分の１に相当する額が国から交付されるものですが、申請に当たっては、国土交通省が直轄で設置いたしました「子育て支援型共同住宅推進事業事務局」に対し申請者となる所有者、サブリース事業者並びに所有者から許諾を得た賃借人から直接問合せを行うこととなっております。本事業に係る広報につきましては、福岡県を通じて確認いたしましたところ、国のほうから各業界に対し、直接広報を行っているとのことでございます。

○議長（秀村長利）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　問合せ等がありましたら、漏れのないようによろしくご紹介をお願いいたします。

　最後になりますが、現在進められている相田団地建替事業も含め、今後建設する市営住宅のベランダの安全対策について、従前の基準どおりの設置なのか、また、新たな基準や本市独自での設置方法を検討されているのか伺います。

○議長（秀村長利）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　技術面に関しましては、これまでと同様に、関係法令等で定められました基準を遵守し、整備を進めてまいりたいと考えております。また、市営住宅への入居者の方々への配付物の整備を行い、ベランダ上に転落を誘発する足がかりになるような物を置かない、ベランダでは子どもだけでは遊ばせない、避難の際に必要な隔て板の前面に物を置かない等を周知することで、安全な入居生活のための注意喚起に努めてまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　国からの情報によりますと、寄せられた令和４年度中の子どもの転落死の事例は、昨年１１月の時点で４件に上り、住宅の高層化により、子どもが新たな危険にさらされているとも言えます。不幸な事故を防ぐために、大人にほんの少しの子どもへの配慮を植え付ける努力を惜しむことのないよう要望して、この質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午前１１時２０分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。５番　金子加代議員に発言を許します。５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。本日、最後の質問になります。どうぞよろしくお願いいたします。

今回は、まず、「一人ひとりを大切にする保育・教育施策について」、質問させていただきます。項目は５つ挙げておりますが、大きくは３つ、子どもに関わる仕事をされている先生方の連携、２つ目として、子どもに関わる先生方の働き方、そして最後に、標準服、校則、この３つとして聞いていただけたらと思っております。

ニュースでも大きく紹介されていますが、２０２２年の出生者数は８０万人を切りました。７９万９７２８人、前年度比で５．１％減と厚生労働省の人口動態統計で分かりました。大変ショッキングな数字だと思います。真剣に少子化への対策、子どもの育ちの対策を全ての人が考えていかなければならないと思います。

２０２２年、昨年１２月に、生徒指導提要というものが１２年ぶりに改定されたというニュースも聞き覚えがある方もいらっしゃるかと思います。生徒指導提要とは、生徒の指導理論・考え方や実際の指導方法など、時代の流れに即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し、教職員や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることができるよう生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として、文部科学省が作成したものとなっております。

では、質問させていただきます。この生徒指導提要が初版で作成されたのは２０１０年、１２年前のことですが、今回とどう違っているのか、大きな変更点についてお聞きいたします。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　ご質問の生徒指導提要についてでございますけれども、平成４年１２月に、今、質問議員がおっしゃるとおり１２年ぶりの改定が行われております。今回の改定においては、この１２年の間に急速に変容した子どもたちを取り巻く社会環境を踏まえた上で、近年大きく変わってきております教育活動の内容、課題等を反映したものとなっております。

大きな変更点といたしましては、１点目として、これまでの課題解決的な指導だけではなく、成長を促す指導等の積極的な生徒指導の充実。２点目としまして、いじめ、不登校、児童虐待等の個別課題について、法律や児童生徒を取り巻く社会環境の変化や、それらに応じた必要な対応等について記載をされております。３点目としまして、生徒指導全般にわたる事項として、生徒・児童の発達の支援、チームとしての学校、学校における働き方改革、多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導、ＧＩＧＡスクール構想で整備した端末の活用を含めた生徒指導上の課題に関するデータの活用等について反映という内容になっております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　本当にこの生徒指導提要というのはたくさんの項目がありました。２００ページぐらいあって本当に内容が大きなもので、簡単には読めませんが、いじめの問題、不登校の問題、そして自殺の問題、また性に関する問題、様々な問題が提起されているものでした。その中で私が考えたのは、生徒指導と聞くと、問題行動を変えるという意識が私たち大人にはあるのかもしれません。それを児童生徒が社会の中で、自分らしく生きることができる存在へと自発的、主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことであるというふうに意義がうたわれています。また、その基本理念として、子どもの権利条約の「差別の禁止」、「児童の最善の利益」、「生命、生存、発達に関する権利」、そして、「意見を表明する権利」といったものが載せられておりました。大変、意義深い内容だと思っております。

また、先ほど部長がおっしゃいましたように、学校におけるチームとしての学校や、働き方改革ということも述べられておりました。飯塚市では、ずっと小中一貫教育ということで、一人一人の子どもの発達を連携して見るという取組が行われています。この生徒指導提要とすごく関係しているものだというふうに考えました。本市が取り組んでいるこの小中一貫教育の成果について、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　本市では、市内に１０校ある全ての中学校区を単位として、小中一貫教育が行われております。各校区の小学校、中学校が協働で９年間の教育活動プランを毎年作成しております。このプランを核とした取組を進めることで、小中連続した一貫教育を推進することが可能となっております。本市における小中一貫教育の成果といたしましては、１点目としまして、中１ギャップへの早急かつ丁寧な対応、２点目として、異年齢グループでの協働学習の推進、３点目として、小中の教師による相互の乗り入れ授業の実施。４点目として、小中合同会議による教師の連携。５点目として、教師の連携に基づく個々の児童生徒の発達段階に応じた教育活動が可能である、こういったことが挙げられております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　私が今回一般質問をするに当たり、いろいろな保護者、また先生などから、いろいろな話を聞いてまいりました。その中でも、小学校の先生や中学校の先生が、とても行きやすくなった。中学校の先生は小学校に行くことがとても楽しみになった。反対に小学校の先生も中学校に行くのがとても楽しみだ、行きやすい。今までは中学校というと、とてもどきどきすると言われた先生も行きやすくなったということで、それが、子どもが安心して中学校に行ける環境になっているのかなと思っています。本当にいい取組だと思います。それでは、小学校から中学校に行くときの連携は、今、飯塚市ではよくできていると思うのですけれど、反対に小学校に入る前、保育園や幼稚園との連携については、現在、どのような取組がなされているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　幼保小の連携ということになろうかと思います。連携に関する取組としては、市内各保育所、保育園、こども園、そして幼稚園と小学校が入学予定の園児の情報を共有し、入学後に円滑な学校生活を始めることができるように、毎年、小学校入学児童に関わる保幼小連絡会を開催しております。また、学校人権教育室では、入学を予定している特別な配慮や支援が必要な子どもについて、就学相談会の開催による保護者との面談や、幼稚園、保育園等の就学前児童関連施設の協力を得て施設を訪問して子どもの情報を把握し、小学校が入学後の対応や教育方針の検討を行う際、必要に応じて情報共有を行うこととしております。さらに、令和３年度には一部の小学校区において、幼稚園、保育園、小学校が相互の連携や園児の入学後の円滑な学校生活が可能となるように協働して調査・研究をする取組を実施いたしました。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　連携としてやっているものが大きく３つあって、毎年、小学校入学児童に関わる保幼小連絡会というのをやっているということ。また、個人的に相談会をやっているということ。そして、さらには令和３年度からは、保幼小が協働して調査・研究する取組をやったということですよね。　では、昨年度、令和３年度から、幼児期の終わりから小中学校入門期への円滑な連携・接続に関する研究というものが行われたと思います。これも、生徒指導提要の中に出てきたものではありますが、その成果について教育委員会としてどう捉えているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　本市では、市内２つの小学校を指定校として、保育園児や幼稚園児が小学校入学後に新しい環境への円滑な順応を研究主題として、保育園、幼稚園、小学校が相互の連携体制や教育プログラムについて実践研究してまいりました。今、議員のほうにご紹介いただきました幼児期の終わりから小中学校入門期への円滑な連携・接続に関する研究でございますけれども、保育園、幼稚園、そして小学校が協働した取組をまとめたものでございます。この中で、研究の成果として、次の３点が挙げられております。１点目は、研究指定校での小１プロブレムの減少でございます。新入生が学校生活に早く慣れることができるように工夫したスタートカリキュラムを実施したところ、例年よりも学校への行き渋りや、保護者からの相談件数も少なくなったとの報告を受けております。２点目は、教師の指導力の向上です。スタートカリキュラムを作成することで、その時期に育てたい子どもたちの力が明確になり、事前に必要な準備や取組を検討することが可能となりました。３点目は、信頼できる学校づくりでございます。事前にスタートカリキュラムの内容を保護者に説明することで、小学校入学初期の児童への指導や支援内容が可視化することができ、保護者の安心につながっております。これらの成果を踏まえ、本市としましては、今後も保幼小の連携について、継続して取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　令和３年度に行われたこの研究は、市内２つの小学校を指定して令和３年度に行われ、小１プロブレムの減少、また、教師の指導力の向上、保護者の安心につながっているというご答弁でございました。その中でスタートカリキュラムというちょっと聞き慣れない言葉が出てきていますので、もう少し詳しく教えてください。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　スタートカリキュラムでございますが、スタートカリキュラムとは、小学校に入学した子どもたちが、幼稚園、保育所、こども園等の遊びや生活を通した学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活をつくり出していくカリキュラムでございます。一般的に、幼稚園や保育園等での幼児期の教育では、登園してから降園するまで、幼稚園が終わるまでの生活が充実したものになるように環境づくり、こちらをしまして、活動内容や幼児の興味・関心に応じて時間を配分しておりますが、小学校では４５分の教科中心の授業の間に休み時間があるという生活パターンに変わることから、子どもの戸惑いに対応するための配慮や工夫をした内容となっております。

具体的には、まず、子どもの集中できる範囲に合わせて、授業時間を１５分や２０分の単位に分割する。また、生活科を中心に実施し、児童の環境への順応に応じて教科授業を進めていく。さらに、学校担任だけではなく、学校全体で取り組む、こういったことなどが特徴となっております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　分かりやすく言えば、保育園とか幼稚園と学校は仕組みが違うので、そこが、連携が取れるように慣れていくようなカリキュラムだということで、よろしいですかね。

　そうしたら、昨年度、令和３年度は２つの小学校でやったということですけれども、現在、令和４年は続けてやっているのかどうか、教えてください。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　研究指定校のほうで作成したスタートカリキュラムをモデルとしまして、市内全小学校で同様のカリキュラムの作成を推進していくこととしております。カリキュラム作成には、保幼小各施設間の密な情報交換が必要となることから、連携の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。また、各小学校を対象とした研修会を今後開催し、各学校にスタートカリキュラムの重要性を周知するとともに、作成について指導を行う予定としております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　今年度もやっているし、今後もやっていこうとしているということですね。これは教育委員会だけではなくて、保育所、幼稚園を管轄する保育課にも関係していることだと思いますが、保育課はこの成果を今後どのように活用していくのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

　市内全小学校でのスタートカリキュラムの作成を推進していくとのことですので、保育課といたしましては、教育委員会と連携しながら、市内の保育所、こども園、幼稚園に対してこの事業の詳細を周知するとともに、情報共有を図りながら、積極的な保幼小の連携に努めてまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　これは１つの小学校、１つの保育園、幼稚園ではなくて、教育委員会や保育課と全て連携していくことで、飯塚市内の子どもたちの育ちが豊かなものになるし、保護者も安心して保育園、幼稚園、そして小学校、中学校と上がっていけるものだと考えますので、どうぞ連携のほどよろしくお願いいたします。

それでは、小中学校の先生方の働き方改革についてお尋ねいたします。この飯塚市の小中学校における教職員の働き方に関しては、同僚の議員の方たちからも幾度となく問題提起されてまいりました。本当に、これは大変心痛いというか、真剣に考えていかなくてはいけない問題だと思っております。

では、質問させていただきます。飯塚市では、飯塚市小・中学校における教職員の働き方改革プランを作成し、本年度がこの取組の最終年度になっております。この成果についてどのようにまとめているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　飯塚市小・中学校における教職員の働き方改革プランは、令和元年１２月に策定し、令和元年度を試行期間、令和２年度から４年度の３年間を計画期間として、本年度が取組の最終年度となっております。この間の取組実績と成果、課題等については、現在、作成中の次期プランの中にまとめるということで、今考えているところでございます。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　いろいろな問題があって、ちょっと遅れているのかなと思ったりもしますけれども、しっかりとまとめをしていただきたいと思っています。

　ちょっと話が違うのかもしれないんですけれども、本市の教職員の定数、また、そのうち正規と講師等の割合について、尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　令和３年度の実績でお答えさせていただきます。教職員数は７２７人が配置されております。そのうち正規は約８７％、講師などは１３％の割合となっております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　やはり、講師だからいいというわけでは、やはり本当はなくて、やはり正規の先生たちが、やはり充足することが一番大事だと思います。どうして先生たちが辞めざるを得ないのかという問題もこの働き方改革に関係していると思いますので、やはりこれはしっかり考えていかないといけない問題だと改めて思います。

飯塚市だけではなく、福岡県もこの働き方改革についてはいろいろ提起がされておりました。教職員の働き方改革取組指針というものが出ておりますが、この趣旨、目的について分かれば、教えてください。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　福岡県教職員の働き方改革取組指針は平成３０年３月に策定され、令和３年３月に改定されております。改訂版においては、教職員の長時間勤務を改善し、教職員のワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くことができる環境を整備すること、教職員が子どもと向き合う時間を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させることの２つが策定の趣旨、目的となっております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　では、この取組の指針で、特にこの令和３年から令和４年について、特に提起されたと思いますが、その内容について教えてください。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　提起ということで、その内容ということになろうかと思います。指針におきましては、令和３年度から令和６年度までの４年間で、時間外在校等時間、いわゆる超過勤務を年３６０時間以内、１月で４５時間以内とすることを目標とし、緊急の課題として、月８０時間の時間外在校等時間の解消に取り組むことが目標というふうにされております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　月に８０時間を目標にするというのは、簡単に考えられるというか、すごい数字だと思います。４週あったとして、月に８０時間ということは、１週間に２０時間、５日働いたとして、毎日４時間以上の勤務をされているという数になります。本当にこれは精神的にまいってしまうような数字だともいろいろなところで言われているので、やはり本当にこれは早急に改善しなければいけない問題だと思います。

この福岡県の取組指針の中で具体的な取組が示されておりますが、どんな取組なのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　指針におきましては、４つの観点で抜本的な取組を実施することとなっておりまして、具体的な取組として、１点目、教職員の意識改革、２点目として、業務改善の推進、３つ目として、部活動の負担軽減、４点目として、教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等が示されております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　４つありますので、それぞれ聞かせてください。教職員の意識改革については、本市はどのように取り組んでおられますか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　教職員が限られた時間の中で業務を行うという意識を持つ必要があり、そのためには、在校時間を可視化して、一人一人の教職員が働き方の問題点に気づき、自ら改善に取り組もうとする意欲を喚起させることが重要であると考えております。出退勤システムを導入しまして、各教員の勤務実態を個別に把握できるようにし、超過勤務時間が多い教職員については、各学校長より対象教職員の業務内容の見直し及び勤務状況の改善等について指導していただくよう依頼をしているところです。また、日々の業務を計画的・効率的に行うために、教職員のタイムマネジメント力の向上を図るための研修を実施しているところでございます。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　これは私も確かに意識改革も大切なのかと思いますけれども、多くの先生に聞いたところ、一生懸命やればやるほど、どうしても時間がかかるんだ。先ほどの福岡県が策定するその目的は、教職員が子どもと向き合う時間を十分に確保すること、そして、学校教育の質を維持・向上させることというふうになっております。先生方が一生懸命やればやるほど、この時間というのはなくなってしまう。分かっていても、子どもとどうしても話がしたい、保護者から状況を聞きたい、授業を質の高いものにしたいと思うと、どうしても時間がかかるということになってしまう。真面目な先生たちほどこれは本当に難しい問題だと思っております。だからこそ、２番目、３番目、４番目の外からの改善が必要でないかと、私は考えます。

　では、業務改善の推進についてどのように取り組まれているのか、教えてください。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　業務改善の推進についてでございますが、業務の効率化を図ることにより、教職員がワーク・ライフ・バランスの取れた生活を送ることができるようになるだけではなく、授業準備等の時間を十分に取ることが可能となり、教育活動の質の向上につながることとなります。本市の主な取組といたしましては、１点目としまして、校務システムによる情報共有による会議時間の短縮、２点目としまして、各学校で作成した学習指導案等の授業で使用する資料データの集約・共有による活用推進、３点目としまして、学校閉庁日、定時退校日の設定による休養日の確保、４点目としまして、部活動の活動時間及び休養日の設定による負担軽減、５点目としまして、教職員研修におけるＩＣＴを活用したオンデマンド方式の導入などを進めているところでございます。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　少しずつ改善されている話も聞いております。この中で私が一番そうだなと思ったのは、今までは学校は事務作業がそこまでなかったから、子どもたちと向き合う時間があった。だけれども、今は学校の中でも報告事項が多い。また、教育委員会に対しても、個々にやらなくてはいけない事務作業がめちゃくちゃ多い。それを教育委員会が少しでも減らしてくれたなら、自分たちは少しは向き合うことができるというふうな話も聞いております。事務作業を執って、いろいろな共有をすることは大事なことです。しかし、それによってさらに先生たちが苦しい状況に追い込まれているということも、教育委員会として考えていただければと思っております。

では、先ほど３つ目に言われました部活動の負担軽減には、どのように取り組んでおられますか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　部活動の負担軽減についてでございます。中学校の部活動指導が教師の負担となっていることは、昨年度のスポーツ庁及び文化庁の提言においても指摘をされております。本市では、部活動の在り方に関する指針を策定して、部活動の活動時間を原則平日２時間、休日３時間、休養日を平日１日、土日等休日には１日の週２日程度を設定するようにして、負担軽減に取り組んでおります。また、教師が必ず部活動指導に関わらなければならないようにはしておりません。競技経験のない種目の顧問となった場合においても、外部指導者と部活動指導員を活用し、負担軽減に努めているところでございます。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　この部活動というのもなかなか本当にいいものでもあるけれども、ちょっと苦し過ぎるのではないかなと。それは先生にとっても、子どもにとっても、そして保護者にとっても、苦しいというか、時間がとてもかかり過ぎているという話も今回たくさん聞きました。競技経験のない種目の顧問になった場合において、関わらなくてもいいというような話も聞きましたけれども、実際は断りにくかったから、やはりやらなくてはいけなくて、結局、先生たちのワーク・ライフ・バランスが崩れてしまったという話もたくさん聞きますので、本当にそこは徹底していってほしいというふうに、本当に難しい問題だと思いますけれど、だからこそ、この外部指導者とか部活動の指導員を活用することが大事だと思いますけれども。

では、一体、この飯塚市内の中学校に幾つ部活動があって、そのうち外部指導者、また部活動指導員がいる部活動がどのくらいあるのか、教えてください。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　現在、市立中学校では全校で部活動を実施しております。運動部が１２種目、１１９クラブ、文化部が９種目、３２クラブの合計２１種目、１５１クラブございます。これらのうち外部指導者を配置している中学校は３校、４種目で計５名、部活動指導員を配置している中学校は４校、５種目で計８名となっております。なお、外部指導者、部活動指導員ともに運動系部活動の指導者のみというふうになっております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　全部で１５１クラブということは、１５１名の先生方が関わっていると認識してもよろしいのでしょうか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　先ほどのお話ですけれども、教師が必ず部活動に関わらなければならないようにはしてはおりませんが、基本的には、今、議員がおっしゃられているとおりで間違いないと思います。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　１５１名の先生が放課後から６時半とか７時とかそのくらいまで関わり、土日も週２日のうち１日は関わっているという状況ですということですよね。また、先ほど外部指導者は５名、部活動指導員は８名ということで、１５１クラブに対して全部で１３名という、１割もまだ満たしていないという状況になっております。これもまた先生方だけではなくて、全ての方たちの働き方にも関わることだと思いますけれども、簡単に見つけることも難しいかもしれません。しかし、福岡県もいろいろな指針を出されていますので、ぜひ見ながら協力して探していってほしいというふうに思っております。

　では最後に、この専門スタッフの活用状況について、詳しくお聞かせください。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　近年の学校におきましては、学習指導等の充実に加え、不登校やいじめ等、生徒指導上の問題や特別な支援を要する児童生徒の増加等、解決しなければならない課題が複雑化・多様化しております。本市では、これら複雑化・多様化・困難化した課題に向き合うために、専門的・効果的なサポートを行うスタッフとして、特別支援教育支援員、スクールサポートスタッフ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校部活動における部活動指導員や外部指導者、そしてＩＣＴ研究指導員を配置・派遣し、多様化する教職員の業務軽減を図っているところでございます。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　本当に飯塚市はスクールカウンセラーをはじめ、多くのこういう業務軽減を図っていただいているなという、そこはありがたいという話もよく聞きます。しかし、スクールカウンセラーがずっといないことで、子どもたちはやはり状況が変わってしまう。前に話したときは、例えば、けんかをして、その話をした。でも、もう２週間後には状況は変わってしまっていて、またそれを担任がその状況をまた説明しなくてはいけないとなると、またそこで時間が取られるんだという話も聞きます。心の問題というのは、本当に時間ではなくて、どれだけやはり関わるのか、深く関わるのか、そこの仕組みが本当に必要だと思います。よろしくお願いいたします。

　では、飯塚市がこの教職員の働き方改革プランを作成されておりますが、３つの項目がありました。３つの項目の達成割合について、教えてください。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　働き方改革プランで目指す目標として掲げている項目の達成割合でございます。まず、１つ目が、時間外在校時間数が月８０時間以上の教職員の割合につきましては、令和元年度は４０．９％でございましたが、令和３年度末で１５．８％に減少し、直近の令和５年１月では４．８％となっております。また、時間外在校時間数の平均は、令和５年１月で約３７時間となっております。次に、２点目としまして、仕事と生活の調和が取れていると思う教職員の割合については、令和元年度は３３％でしたが、令和４年６月調査では３８．６％となっております。最後に、３つ目でございますが、働き方改革プランによって負担が軽減したと思う教職員の割合は、令和４年６月調査では２５．５％となっているところでございます。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　この結果を見ましたら、８０時間が４．８％、２０人に１人ぐらいまだまだいらっしゃるということですよね。また、調和についても目標は６０％を挙げておりますが、まだ３８％、約４０％しか達成していない。また、負担が軽減したと感じる教職員の割合は２５．５％、全部で約４人に１人しか改善されたと思っていないという結果ということですよね。もう少し、先生たちの働き方とは、本当にもう１．６人分ぐらい働いているのではないかなと思いますので、しっかり改善していただきたいと思っております。

また、私も福岡県の分、また飯塚市のいろいろな資料を見させていただく中で、放課後の過ごし方というのが大変な問題ではないかと思いました。学校の先生たちは８時１０分から４時１０分ぐらいが大体の勤務時間だと思いますけれども、大体７時半ぐらいから学校の先生はいます。そして７時半、また遅い場合は１０時とかまでいらっしゃることもよく見ます。ということは、１２時間ぐらい学校にいらっしゃる先生たちはざらにいらっしゃるということで、本当に働き方が難しいんですけれど、１つ提案があるというか、放課後、保護者との電話対応が教師の業務に取り組む時間を圧迫して、超過勤務の原因になっているのではないかという声も聞きます。それについては、どうお考えでしょうか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　放課後の電話対応がということのご指摘でございます。放課後の電話対応が教職員の超過勤務の要因の１つではあると考えられております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　ほかの市町村でもそうだと思うんですけれど、ほかの自治体での学校の電話の対応について、調査されたことがありますか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　ほかの学校がということでございますが、文科省のほうが実施しました令和４年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査、こちらにおいて勤務時間外における保護者や外部からの問合せ等に備えた留守番電話の設置やメール等による連絡対応の体制を整備しているというふうなアンケート、問いがありまして、福岡県内においては、本市を含め３９の自治体のうち６３．９％がいずれかを設置しているというふうな回答であったということは把握しております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　私も幾つか調べました。古賀市が私はいいのではないかと思います。ホームページを見たらすぐ分かると思いますけれど、勤務時間、そして電話対応できる時間、電話対応できない時間と、はっきり分かります。何よりこの問題は保護者への周知が大切だと思います。保護者に周知して、学校の先生たちの中で話をしてもらって、最終的には教育委員会がリーダーシップを取っていただきたい。学校だけで独自で、この学校はずっと電話が取れるんだ、同じ飯塚市でもこの学校は電話が取れないんだということになると、不信感を抱かれるので、ぜひこの電話対応については教育委員会でリーダーシップを取っていただいて、進めていただくことが大切だと思いますけれど、いかがでしょうか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　現在、本市におきまして、メールによる連絡対応のほうは行っているところでございます。電話対応でございますけれども、他自治体で導入が進んでいる状況を踏まえますと、教職員の超過勤務の軽減に効果があると見込まれますので、先行実施自治体の導入経緯や導入後の状況等の情報を収集し、調査研究のほうをしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　本当はできるだけ早く、もう４月からでもと思う気持ちが私もあるんですけれども、いろいろな電話機材の問題や、保護者への対応等を考えると、早急にはいかないと思いますけれども、できるだけ早い対応をして、学校の先生たちの働き方をしっかり考えていただけたらと思っております。

　では、保育士の配置基準についてお尋ねいたします。現在、飯塚市については、保育士の働き方改革につながる負担軽減策として、どのような事業をされておりますか。

○議長（秀村長利）

　福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

　保育士の負担軽減策として、清掃業務や給食の後片づけなど、保育に係る周辺業務に従事する保育支援者を雇用する保育体制強化事業及び保育士資格を持たない保育補助者を雇用する保育補助者雇用強化事業を実施しております。また、保育環境改善事業として、令和３年度に、午睡チェック機器の導入、登降園管理システム等のＩＣＴ機器の導入に係る費用に対して補助を実施し、保育士の業務負担の軽減につなげております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　では、保育士の配置基準については、何か工夫されていることがあれば、教えてください。

○議長（秀村長利）

　福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第３３条で保育士の配置基準が規定されております。保育士１人につきゼロ歳児は３人まで、１歳児、２歳児は６人まで、３歳児は２０人まで、４歳児、５歳児は３０人までとなっております。本市におきましては、国の配置基準どおりとしておりますが、３歳児クラスにつきましては、国の基準が保育士１人につき２０人までであるのに対し、本市は１５人までとしており、保育士１人につき児童１５人とした保育士配置を行っている保育施設に対して給付費加算をしております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　１５人という３歳児の基準なんですけれど、国の事業を、３歳児加配改善事業を利用されているということですよね。配置基準というと、何となくそういう基準と聞くと、それでいいのかなというふうに私も感じました。しかし最近、多くのところでこの配置基準が問題とされています。７０年間、日本はこの配置基準が変わっていない。それによって、子どもたちが大変劣悪な環境というか、厳しい状況において、保育士が辞めてしまうという状況にもつながっているということも聞きます。

それで、ほかの自治体であれば、かなりのところが、この国の最低という基準を上回って様々な独自の事業でカバーしています。飯塚市も子育て支援を頑張るというのであれば、子どもに関わる人たちを守る、ケアする予算をたくさんつけていただけたら、もっと子育てしやすいまちになるのではないかと思います。

私は特に１歳児の子どもたち、６人までというのではなく、５人までにしていただきたい。北九州市はもう既にやっております。ぜひ検討していただくよう要望いたします。

　では最後に、標準服（制服）・校則についてお尋ねいたします。生徒指導提要にある多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導というところにもありますが、標準服の導入、進捗状況についてお尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　新標準服、いわゆる新しい制服の導入につきましては、令和５年度に飯塚第二中学校、飯塚鎮西中学校、幸袋中学校、二瀬中学校、庄内中学校の５校が導入を予定しております。既に穂波西中学校と飯塚第一中学校は導入済みですので、中学校１０校のうち７校が新しい標準服のほうに移行することとなります。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　昨年、ちょうど３月議会だったと思いますけれども、教育長のほうから、まずは標準服の導入を頑張っていきたいというふうな答弁をいただいた覚えがあります。実際進んできたなと思いますが、３校についても標準服の移行が、標準服が新しいものに変わるようにやっていただけたらと思っています。

この標準服の問題は性の問題だけではなく、機能性の問題にもつながる問題だと思います。また、これについては、性別に関係なくとよく言いますけれども、本当にそうなっているのかというのを、売っているところとか提示しているところにも気をつけていただきたい。例えば、体が大きなマネキンが大きな制服を着て、スラックスをはかせる。そして体が小さなほうにはスカートをはかせるというようになると、どうしてもそれが当たり前になってしまうので、いろいろな子どもたちがいる、体の大きさ、性別に関係なく、体も違ってくると思うんですよね。それをぜひ考えていただけたらと思っています。

　では、校則についてお尋ねいたします。市内の全中学校は、この校則は同じものなのでしょうか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　校則についてでございますが、基本的にはほぼ同じ内容となっておりますが、独自に細かなルールを定めている学校もございます。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　この生徒指導提要でも校則の改正というところは述べられております。実際に飯塚市はどのようにこの改正について取り組まれているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　生徒を取り巻く社会環境や生活スタイルの変化、また多様な背景を持つ生徒への配慮を含め、校則の中には時代に合わない部分があると思われます。生徒指導提要の改定を受け、現在、中学校の自主校長会において校則の改正について協議し、見直しを進めていくこととしております。また、全校生徒へアンケートを実施し意見を集約し、見直しの検討を進めている学校や、生徒会役員と生徒指導担当教師が中心となり、合理的な理由があるか、多様性があるかなどを視点に、原案を作成し、ＰＴＡ役員会議で議論していただく取組を行っている学校もございます。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　学校に行くと、その学校の校則は分かるんですけれど、飯塚市には１０校あって、いろいろ違うというところは分かりにくいんですよね。先ほどの生徒指導提要にもホームページ等で見れるようにすることというふうにありますが、飯塚市内の学校外への取組、広報はどういうふうになっておりますか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　学校外への取組ということでございますが、まず、保護者に対して入学説明会の際に制服や校則について説明のほうを行っております。校則につきましては、学校ホームページに公開している学校もございます。今後、生徒指導提要の改訂に伴い、校則の内容について、ふだんから学校内外の関係者が参照できるように学校のホームページ等に公開するよう、学校に指導してまいります。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　私もそういうふうに言われて、中学校全てのホームページを見ましたが、正直、校則については、私から見るとほとんどなかった。１校だけ、たまたま生徒説明会が動画で見れたぐらいで、ほかはなかったと思います。しっかりと、校則に関してもそうだし、学校の考え方等をしっかりホームページで配信していただくようにお願いいたします。

また、この校則の改正は生徒の意見を表明する場にもなると思いますけれども、そういう生徒の自発的な意見を反映するような取組を、教育委員会としては、どんなふうに取り入れていこうと思っているのか、教えてください。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　生徒の自発的な意見を反映ということでございますが、生徒指導提要にもありますように、成長を促す指導の一環として、生徒自身が校則について考え、意見を表明することは、教育活動として大変意味があるというふうに考えております。先ほども答弁いたしましたが、アンケートの実施や生徒会役員が自主的に校則について考える活動もございます。また、複数の中学校の生徒会がタブレットを活用してオンラインで校則に関する意見交換を行っている例も把握しております。このような活動を進めていくことが非常に重要だと考えておりますし、協調学習の一環として、校則について授業内で生徒が様々な意見を述べる機会を設けることも検討してまいりたいと考えます。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　各学校で取り組むことも大切ですけれども、飯塚市としてどんなふうに子どもたちが考えるのかという場を設定するのは、私はやはり教育委員会だと思います。学校長には強い権限があるとしても、それをまとめていくのも教育委員会です。しっかりそこをやっていただけたらと思っております。

　コミュニティセンターの質問をしようと思いましたけれど、時間がなくなったので、要望で終わらせていただきます。ぜひ、ＳＤＧｓを含めた改修に取り組んでいただきますよう、全市で考えていただけたらと思っております。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（秀村長利）

　本日は議事の都合により一般質問をこれにて打ち切り、明３月３日に一般質問をしたいと思いますので、ご了承願います。

　以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後　１時５３分　散会

◎　出席及び欠席議員

　（　出席議員　２８名　）

１番　　秀　村　長　利

２番　　坂　平　末　雄

３番　　光　根　正　宣

４番　　奥　山　亮　一

５番　　金　子　加　代

６番　　兼　本　芳　雄

７番　　土　居　幸　則

８番　　川　上　直　喜

９番　　永　末　雄　大

１０番　　深　町　善　文

１１番　　田　中　武　春

１２番　　江　口　　　徹

１３番　　小　幡　俊　之

１４番　　上　野　伸　五

１５番　　田　中　裕　二

１６番　　吉　松　信　之

１７番　　福　永　隆　一

１８番　　吉　田　健　一

１９番　　田　中　博　文

２０番　　鯉　川　信　二

２１番　　城　丸　秀　髙

２２番　　松　延　隆　俊

２３番　　守　光　博　正

２４番　　瀬　戸　　　光

２５番　　古　本　俊　克

２６番　　佐　藤　清　和

２７番　　道　祖　　　満

２８番　　平　山　　　悟

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長　　二　石　記　人

議会事務局次長　　太　田　智　広

議事調査係長　　渕　上　憲　隆

書記　　安　藤　　　良

議事総務係長　　今　住　武　史

書記　　生　山　真　希

書記　　宮　山　哲　明

◎　説明のため出席した者

市長職務代理者

久　世　賢　治

副市長

副市長　　藤　江　美　奈

教育長　　武　井　政　一

企業管理者　　石　田　愼　二

総務部長　　許　斐　博　史

行政経営部長　　東　　　剛　史

市民協働部長　　久　家　勝　行

市民環境部長　　福　田　憲　一

経済部長　　兼　丸　義　経

福祉部長　　渡　部　淳　二

都市建設部長　　中　村　洋　一

教育部長　　山　田　哲　史

企業局長　　本　井　淳　志

公営競技事業所長　　樋　口　嘉　文

経済政策推進室長　　早　野　直　大

福祉部次長　　長　尾　恵美子

都市建設部次長　　臼　井　耕　治

都市建設部次長　　大　井　慎　二